

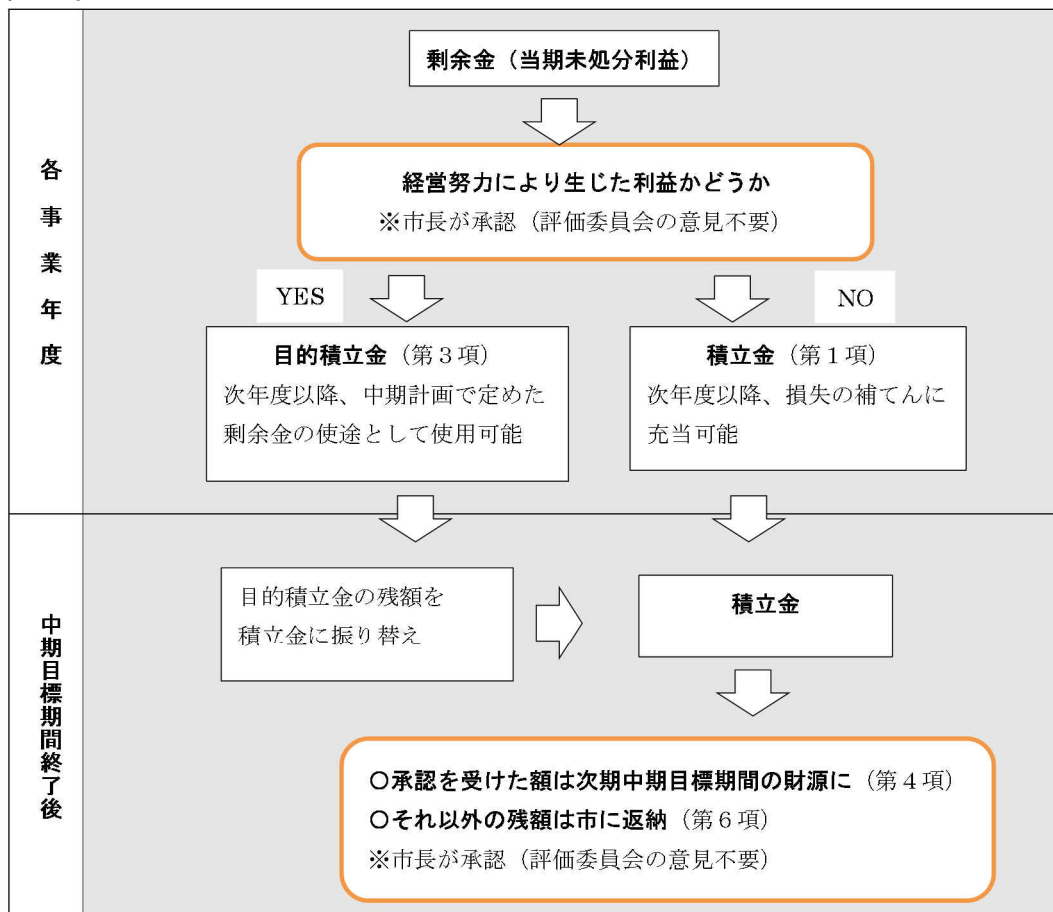
公立大学法人長野大学の利益処分に関する基本的な考え方

平成 30 年 3 月 27 日  
上田市公立大学法人評価委員会

1 概要

公立大学法人長野大学（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき、各事業年度及び中期目標期間終了後の剰余金を以下のとおり処分することとする。

法第 40 条



法人中期計画で定めた剰余金（目的積立金）の使途  
教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善

○各事業年度終了後

- ・法人は、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。【法第 40 条第 1 項】
- ・ただし、上田市長の承認を受けた場合は、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に繰り越すことができる。【法第 40 条第 3 項】

○中期目標期間終了後

- ・法人は、中期目標の期間の最後の事業年度の整理を行った後、積立金があるときは、上田市長の承認を受けた金額を、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。【法第 40 条第 4 項】
- ・法人は、積立金から上田市長の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を上田市に納付しなければならない。【法第 40 条第 6 項】

2 利益の繰越を承認する基準について

法第 40 条第 1 項の規定に基づく繰越承認の基準を定めるにあたっては、次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(総務省告示)(以下「会計基準」という。)に基づくものであること。
- (2) 法人の経営努力を促す仕組みであること。
- (3) 運営費交付金が公的資金であることを踏まえ、わかりやすく透明な仕組みであること。

3 繰越承認の対象となる利益

上田市長の繰越承認の対象となる利益は、法第 40 条第 3 項及び会計基準第 72 に基づき、次のいずれの要件にも合致する場合とする。

- (1) 当該事業年度における経営努力により生じたもの。
- (2) 法第 26 条第 2 項第 6 号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの。

4 経営努力の認定基準

経営努力の認定は、会計基準第 72 に基づき、次の要件に該当する場合とし、法人は経営努力によることの説明責任を果たさなければならない。

- 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益(以下「自己収入」という。)から生じた利益
- 運営費交付金に基づく収益において、中期計画及び年度計画の記載内容に照らし、法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益(教職員人件費、管理的経費の抑制等)
- その他、法人において経営努力によることを立証した利益

(1) 自己収入から生じた利益

自己収入による利益は、経営努力によるものとして認定する。

学生納付金等が当初予定額を上回った結果生じた利益

運営費交付金対象外の事業を行った結果生じた利益(受託・共同研究収入等)

その他自己収入から生じた利益と判断できるもの

なお、自己収入の内訳は次のとおりとする。

- 1 授業料(教育充実費を含む)
- 2 入学検定料
- 3 入学金
- 4 大学入試センター試験実施経費
- 5 補助金間接経費及び事務費振替分
- 6 受託研究、受託事業の間接経費及び事務費振替分
- 7 寄附金収入
- 8 コピー機使用料、各種手数料
- 9 特許収入
- 10 その他、その収入の大部分が法人の利益となるもの

(2) 運営費交付金から生じた利益

運営費交付金は、法人の経営効率化を前提としていることから、中期計画及び年度計画の記載内容に照らし、法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果、同交付金の算定を超えて利益が生じたと認められる場合は、経営努力によるものとして認定する。

ただし、次の場合は、本来行うべき業務を行っていないため生じた利益とみなし、相当額を積立金として整理のうえ、原則として中期目標期間終了時に上田市に返還することとする。

ア 学生収容定員の充足率が90%を下回った場合

未充足学生の教育経費相当額(基準となる充足率を下回る学生数に係る教育経費)を積立金として翌事業年度に繰り越し、原則として中期目標期間終了時に上田市に返還。

基準となる充足率 国立大学法人に準じて90%とする

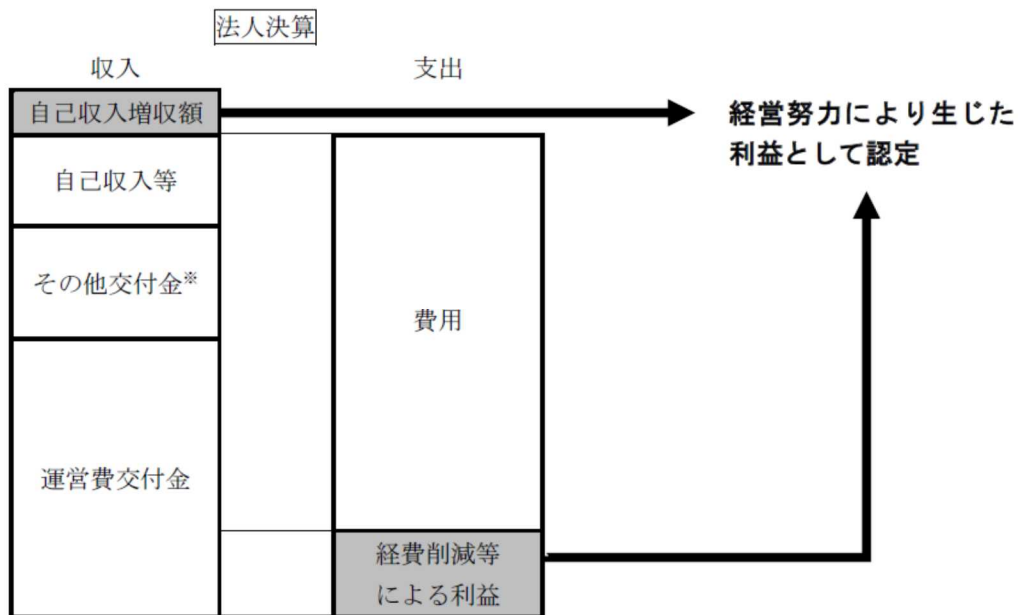
平成29年度以降の入学者を対象とする。

イ 評価委員会の年度評価において、全体として行うべき業務を行っていないと評価される場合

剰余金の全額を積立金として翌事業年度に繰り越し、原則として中期目標期間終了時に上田市に返還。

全体として行うべき業務を行っていないと評価される基準

評価委員会における業務実績評価書の全体評価の結果が「中期計画の進捗は遅れている」に該当する場合



用途を特定して交付するその他交付金から生じた剰余金は、経営努力によるものとして認めず、原則として当該事業年度終了時に上田市に返還することとする。

### (3) 利益処分の承認の考え方

経営努力認定制度は、法人のインセンティブを確保するための重要な仕組みであるため、経費削減部分が直ちに運営費交付金の削減対象となることは制度上想定されておらず、経営努力の認定基準は、経営改善や増収など法人の経営努力を促すものでなければならない。

公立大学法人である以上、経営努力の認定は厳格に行う必要があるが、一方で基準が厳格すぎると、過度の業務効率化を課すことにもなり、大学の教育研究活動に影響が及ぶおそれがある。

公立大学法人の運営は、事業を予定どおり行えば収支が均衡するものであることから、事業を行った結果、剰余金が発生した場合は、法人の経営努力によるものとして推定される。なお、事業を予定どおり実施したかどうかについては、国立大学法人並びに多くの先行法人と同様に、客観的な指標である学生収容定員の充足率等により確認するとともに、評価委員会の年度評価を受けて判断することとする。